



第3期金武町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和8年3月
金 武 町

第3期金武町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

目次

第1章 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要

1-1 地球温暖化対策の現状	1
1-2 計画策定の目的と位置付け	2
1-3 計画期間	3
1-4 計画の対象範囲	3
1-5 対象とする温室効果ガス	3

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 温室効果ガス排出量の推移	4
2-2 2023(令和5)年度の温室効果ガスの排出状況	4

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

3-1 温室効果ガス排出量の削減目標	6
--------------------	---

第4章 目標達成に向けた取組

4-1 目標達成に向けた取組の基本方針	7
4-2 目標達成に向けた取組	7
(1)再生可能エネルギーの導入促進	7
(2)エネルギーシフト(電化等)と電気の脱炭素化の推進	9
(3)徹底的な省エネルギー化の推進	10
(4)職員一人ひとりのエコオフィス活動の実践	12
4-3 目標達成に向けた各対策の削減量の積上げ(目安)	17

第5章 計画の推進体制と進捗管理

5-1 推進体制	18
5-2 点検体制	19
5-3 進捗状況の公表	19

資料編

1 金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱	20
----------------------	----

第1章 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要

1-1 地球温暖化対策の現状

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

こうした地球温暖化問題が国際社会でクローズアップされるなか、2015(平成27)年にパリで開催された COP21で、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

国際的な動向を受けて、我が国は同年に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定しています。地球温暖化対策計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。2020(令和2)年には内閣総理大臣が、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、その実現のために、2030年度の温室効果ガス削減目標を 2013(平成 25)年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明しています。

沖縄県では、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画として2021(令和3)年3月に、2030(令和12)年度までを計画期間とした「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制(緩和策)と気候変動による影響の防止・軽減(適応策)を車の両輪として総合的かつ計画的に推進しています。

本町においては、2019(平成31)年3月に、本町の事務・事業に関する温室効果ガス排出量の削減について定めた「第2期金武町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。また、本計画の策定と並行し、2025(令和7)年度には、金武町全体の温室効果ガス排出量の削減に関する「金武町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。美しく豊かな金武町の自然と環境を次の世代に引き継いでいくために、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。



1-2 計画策定の目的と位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項(以下「法」という。)に基づく地方公共団体実行計画の事務事業編[※]として位置付けるものとします。

※ 法では、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画として、地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定することが定められています。

法の関係条文抜粋

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3~13(略)

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15(略)

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

本計画に基づき、町の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの排出削減を図り、地方公共団体として、地球温暖化対策推進に寄与することを目的とします。

温室効果ガスの削減の取組を一層強化し、省エネ・創エネ対策及び電化促進、さらにはエコオフィス活動と複合的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献し、美しく豊かな金武町の自然と環境を次の世代に引き継いでいきます。

実行計画(事務事業編)策定の目的

- 地球温暖化の緩和
- 職員の意識向上
- 町民・事業者に対する行政の率先行動
- 地方公共団体の義務の履行(法律の遵守)
- 節電と燃料消費削減による財政支出の削減



1-3 計画期間

本計画の期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。
基準年度は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と同じく2013(平成25)年度とします。
なお、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の内容の見直しを行うこととします。

1-4 計画の対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業については、受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請します。

1-5 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項に規定する温室効果ガスのうち、排出ガスの大半を占める二酸化炭素を対象とします。



第2章 温室効果ガスの排出状況

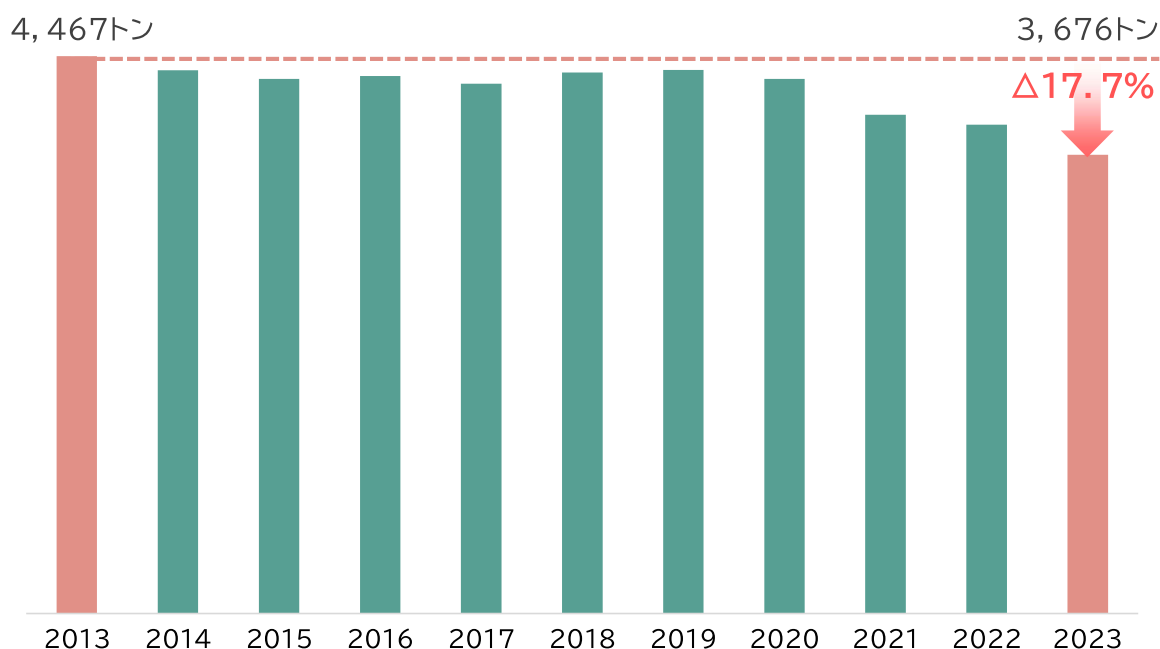
2-1 温室効果ガス排出量の推移

対象となる事務・事業からの排出量は、基準年度(2013(平成25)年度)の4,467トン-CO₂から、2023(令和5)年度には3,676トン-CO₂まで減少しており、削減率は17.7%となっています。

これは、使用する電気の二酸化炭素排出係数の低下、公用車の更新による燃費改善、職員のエコオフィス活動による節電や適切な空調運用等の取組の成果といえます。

なお、本町の事務・事業による排出量は、金武町全体の温室効果ガス排出量の約8%を占めており、一事業者としての自覚をもって、一層の排出量の削減に取り組む必要があります。

図 温室効果ガス排出量の推移



2-2 2023(令和5)年度の温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー源別の排出量

エネルギー源別では、電気が9割近くを占めており、次いで、火葬場及びプールの燃料として使用される灯油が3.8%、給食センターのボイラーとして使用しているA重油が3.0%と続きます。

主に公用車で使用する軽油は2.8%、ガソリンは2.4%となっており、LP ガスは最も少なく0.4%となっています。

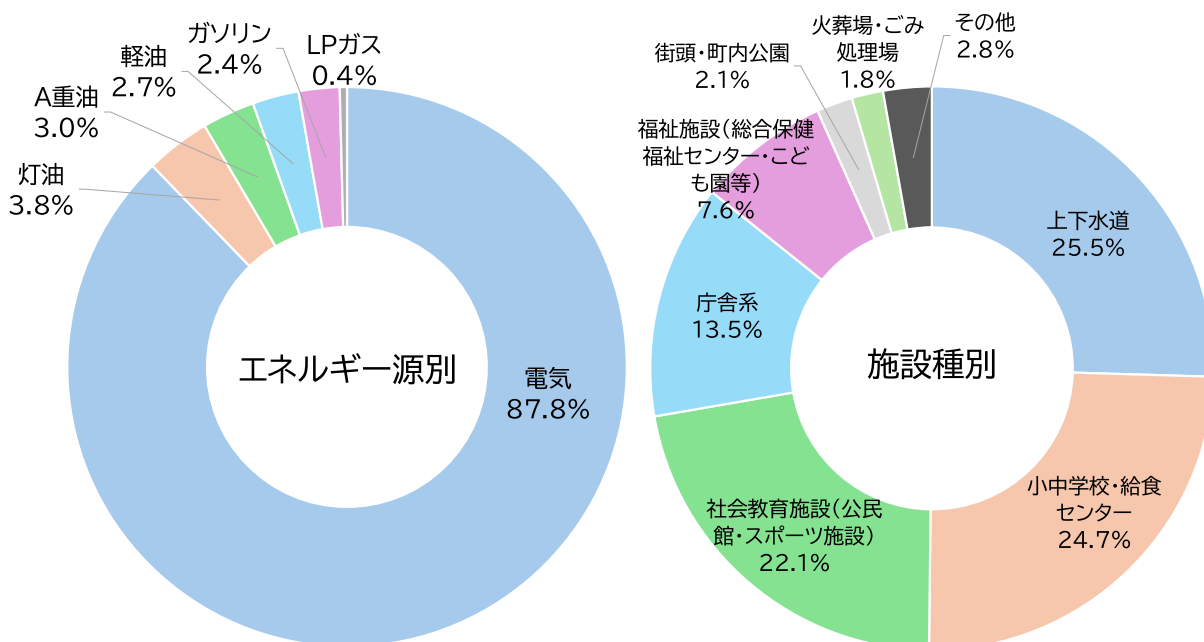


(2)施設種別の排出量

施設別にみると、上下水道施設と小中学校・給食センターがそれぞれ全体の4分の1を占めており、次いで、社会教育施設(公民館・スポーツ施設)が22%、庁舎系が14%、福祉施設が8%と続きます。

図 2023(令和5)年度におけるエネルギー源別(左)と施設種別(右)の排出量の割合

- ◆ エネルギー源別では、電気が9割近くを占めており、節電対策や電気排出係数の低減等が重要な対策といえます。
- ◆ 施設種別でみると、上下水道施設、小中学校・給食センター及び社会教育施設で全体の7割以上を占めており、特に対策が必要な施設といえます。



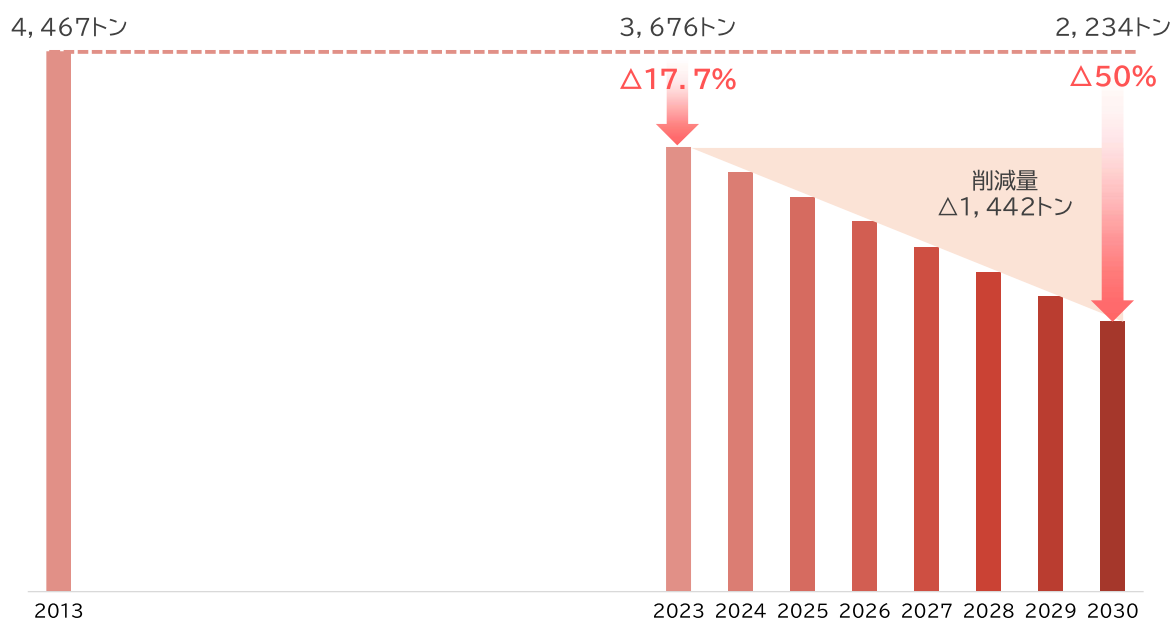
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画の削減目標は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(2025(令和7)年2月。以下「政府実行計画」という。)における削減目標との整合を図り、下記のとおり目標を設定しました。

削減目標

- 2030(令和12)年度までに金武町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で**50%以上**削減します。
- ※ 2023(令和5)年度排出量から1,442トンの削減が必要

図 温室効果ガス排出量の削減のイメージ



第4章 目標達成に向けた取組



4-1 目標達成に向けた取組の基本方針

前章で示した本計画の目標達成に向けて、以下の基本方針のもと、全職員が一丸となって取組を推進します。

基本方針

- 再生可能エネルギーの導入促進
- エネルギーシフト(電化等)と電気の脱炭素化の推進
- 徹底的な省エネルギー化の推進
- 職員一人ひとりのエコオフィス活動の実践

4-2 目標達成に向けた取組

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

① 公共施設への太陽光発電設備の導入拡大

- 「政府実行計画」では、「2030(令和12)年度に政府保有の建築物への太陽光発電の導入に対して、設置可能な建築物の50%以上に設置すること」を目指しています。
- このことを踏まえ、本町でも、2030(令和12)年度には設置可能な公共施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- 公共施設の屋根上はもちろん、駐車場・遊休地のほか、上下水道施設等のスペース等も活用して、導入を進めます。
- また、台風等への備えと長期安定的な発電量の確保を目的に、太陽光発電設備の適切な維持管理を行います。

② 災害時における自立電源の確保に向けた避難所等へ集中導入

- 現在、建設が進められている新複合庁舎では、地球温暖化対策の推進と防災機能の強化を目的に、金武町役場として初めて太陽光発電設備を導入する予定です。
- 新複合庁舎だけでなく、避難所に位置付けられた公共施設に対して、集中的に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、災



害時における自立的な電源を確保することにより地域防災能力を高めるとともに、平常時の二酸化炭素排出量の削減を図ります。

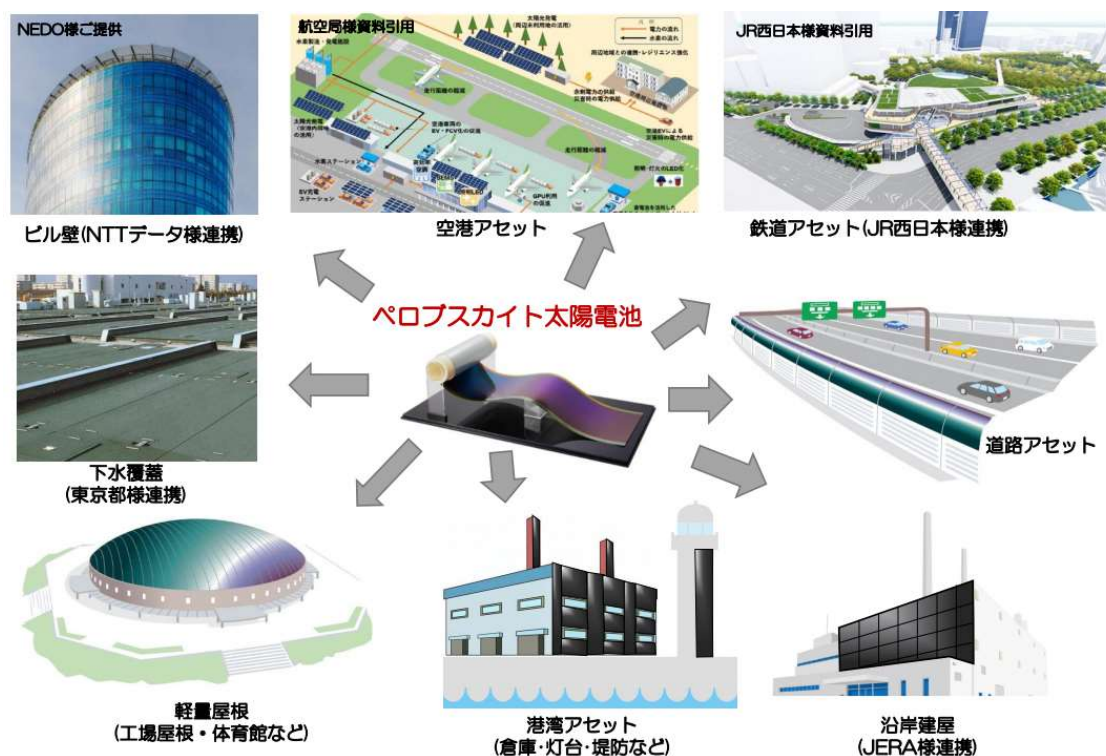
3 多様な再生可能エネルギーの導入促進

- 太陽光発電設備だけでなく、温室効果ガス排出量の多い下水道施設におけるバイオガス発電設備(下水汚泥の活用)、上水道施設における小水力発電設備、福祉施設における太陽熱利用設備等、多様な再生可能エネルギーの導入について、調査・研究を行います。
- こうした検討を通じて、公共施設等における多様な再生可能エネルギーの導入事例を作り、広く周知啓発を行うことにより、事業者等の多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。

4 新たな技術を活かした再生可能エネルギーのさらなる導入拡大

- 今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となります。
- 民間企業と連携しながら、ペロブスカイト太陽電池等の新たな技術の活用(実証事業)の実施についても検討を行います。

図 ペロブスカイト太陽電池の幅広い用途



(出所)資源エネルギー庁「第10回産業構造審議会 グリーンイノベーションプロジェクト部会
グリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ」資料6



(2) エネルギーシフト(電化等)と電気の脱炭素化の推進

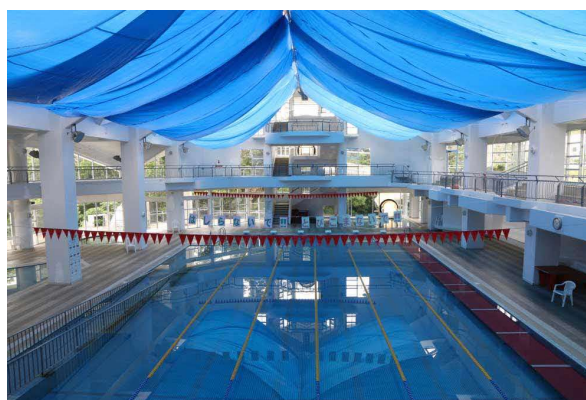
① 公用車の電動化

- 特殊車両を除く公用車について、車両の更新・新規導入の際には、代替可能な車両がない場合等を除き、原則、電動車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車、ハイブリッド自動車)を導入します。
- 合わせて、公用車の共用化及び保有台数の最適化や、低燃費車の率先利用、更新時における車両の小型化等により、効率的な運用を進めます。

② ボイラー等のエネルギーシフト

- 給食センターや町営プール等で使用されているボイラー設備の燃料転換(A 重油・灯油→LPガス・電気など)により、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(写真)給食センターに導入された蒸気ボイラー(左)とボイラーによる温水を利用した町営プール



③ 調達する電気の脱炭素化の推進

- 金武町役場から排出される二酸化炭素の9割弱が電気の使用に起因していることから(2-2-2参照)、調達する電力の脱炭素化は、温室効果ガス排出削減効果の高い取組の一つといえます。
- そのため、公共施設において、小売電気事業者から調達する電気の脱炭素化(再エネ電気の調達等)を検討します。

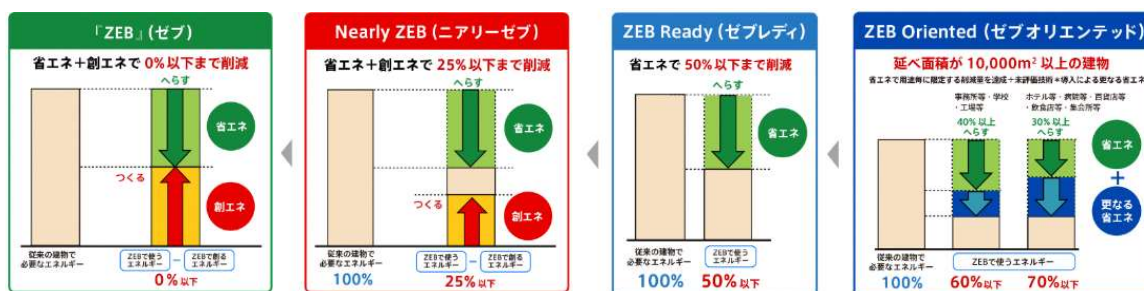


(3) 徹底的な省エネルギー化の推進

① 建築物の新築時のZEB化の推進

- 「政府実行計画」に倣い、今後の町有施設の新築・建替等には、原則、ZEB oriented[※]以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。

※ ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネ化を図った上で、再生可能エネルギーの導入によりエネルギー消費量の収支ゼロを目指した建築物のこと。エネルギーの収支状況に応じて4段階のZEBが定義されており、エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量に対して、60%以上削減した建築物(公共施設の場合)が「ZEB Oriented」とされています。



(出所)環境省 ZEB PORTAL「ZEBの定義」をもとに作成

② 建築物の改修時の省エネ化の推進

- 公共施設の長寿命化工事等を行う際は、省エネ性能の高い空調設備の導入や、外皮断熱性能の向上等を図り、エネルギー消費量の削減を効率的に進めていきます。

③ LED等の高効率照明の導入

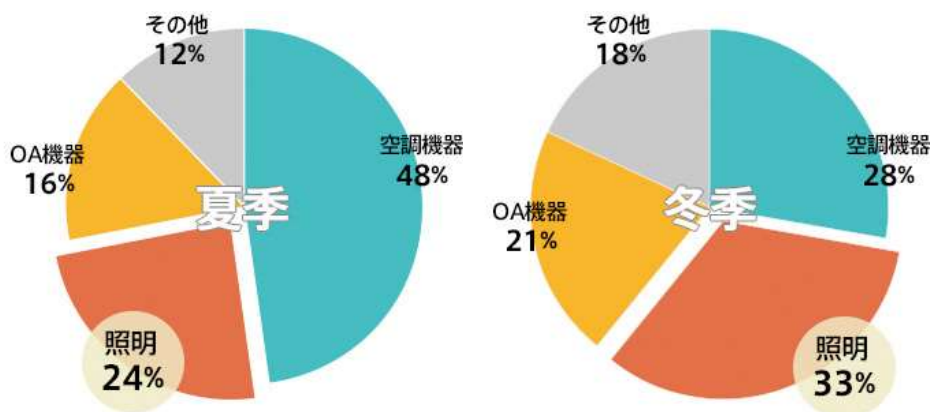
- 照明設備については、小中学校等から順次、LED等の高効率な照明器具への更新を進め、早期の100%LED化を目指します。
- また、施設の用途等に応じて、明るさセンサー、人感センサー、スケジュール制御機能等の調光制御機能を有するLED照明の選定を検討し、利用者の利用環境及び職員の職場環境のウェルネス向上と脱炭素化の同時実現を図ります。



オフィス等における照明のLED化による効果

建物のエネルギー消費量全体に占める照明のエネルギー消費の割合は意外と多く、オフィスビルでは夏季で約24%、冬季で約33%を占めています。照明をLED照明に替えた場合、明るさはそのままに、大幅な省エネをすることができます。また、最新のLED照明には、センサーや無線制御器具など、省エネをサポートする便利な機能がついています。周囲の明るさを感じ取る明るさセンサーは、周囲が暗くなると自動的に点灯。外光が入るなどして周囲が明るくなると自動的に消灯する便利なセンサーです。窓際の過度な明るさや、照明が点灯する初期の余分な明るさを抑えることができます。

図 一般的なオフィスビルにおける設備ごとのエネルギー消費量の割合



(出所)経済産業省 節電メニュー 資源エネルギー庁推計

図 「明るさセンサー」による省エネ効果のイメージ



(出所)一般社団法人照明学会・技術指針 JIEG-0101「照明器具の適正交換に関する指針」

4 上下水道施設の合理化等

- 上水道施設について、「金武町水道事業経営戦略」に基づき、設備の適切な更新に加え、施設・設備の合理化(廃止・統合等)を進めます。
- 下水道施設について、「金武町下水道事業経営戦略」に基づき、経年劣化が想定される施設の更新時のダウンサイジング(処理需要の減少や技術進歩に伴い、施設更新や新設の際に施設規模を縮小し、施設の効率化を図ること)の検討など、投資額の合理化と合わせてエネルギー使用量の削減を図ります。



(4) 職員一人ひとりのエコオフィス活動の実践

目標達成に向けて、職員は、日常業務においては環境に配慮した行動により、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。各所属及び職員一人ひとりが以下のエコオフィス活動の取り組みを徹底します。

1 働き方(ワークライフバランス・DX)に関する取組	
1-1	ノー残業デーの取組徹底、定時退庁の励行など、時間外勤務の縮減に努める。
1-2	会議等での飲料は原則提供しない。
1-3	会議等の開催前に参加者には必要に応じてマイボトル等を持参してもらうように呼びかける。
1-4	長時間に及ぶ会議等で飲料が必要となる場合には、会場に湯茶やリユースびん入り飲料と湯飲みやガラスコップなどとともに準備しておき、セルフサービスにより対応する。
1-5	イベント等会議以外で飲料を提供する場合についても、上記の趣旨を尊重し、リユース容器の使用に努めること。
1-6	移動や資料印刷が削減できるオンラインでの会議・打合せを積極的に行う。
2 照明に関する取組	
2-1	業務や町民サービスに支障がない範囲で、昼休み中は消灯、それ以外の時間でも照明の使用は最小限に抑える。
2-2	窓側や廊下で明るい時間帯は自然採光を利用し、照明の使用を抑制する。
2-3	業務に支障がない範囲で照明を間引きする。
3 冷房設備に関する取組	
3-1	冷房設備の使用前の補修点検やフィルターのこまめな清掃、吹出し口のまわりの整理整頓を徹底する。
3-2	冷房効率を高めるために、カーテンやブラインド等による断熱・遮熱対策を実施する。
3-3	冷房設備の運転前(始業前)の窓開けによる外気(冷氣)の取り入れを徹底する。
3-4	サーキュレーター(扇風機)を活用して、冷房設備の効率性を高めるよう務める。
3-5	冷房の室温設定は28℃とし気温・体調に合わせた快適なビジネススタイルを心掛ける。
4 パソコン・機器に関する取組	
4-1	パソコンの節電対策を徹底する。
4-2	離席する際はパソコンのふたを閉じ、パソコンを1時間以上使用しない時は電源を切る。



4-3	シュレッダー等常時使用しない機器類は、使用するとき電源を入れ、使用後は必ず電源を切る。
4-4	退庁時には、パソコン本体、プリンターの電源を必ず切る。
4-5	エレベーターの使用をできるだけ控え、移動には階段を利用する。
4-6	給湯器は適切な温度設定、使用頻度の削減等に努める。
4-7	長時間席を離れた際、自動でスリープ、電源オフ設定や、手動スリープを徹底する。

5 公用車に関する取組

5-1	リモート会議の活用により、出張の削減に努める。
5-2	公共交通機関を利用できる場合は、公用車の使用を控える。
5-3	電気自動車や燃費のいい小型車両等を優先して使用する。
5-4	急発進・急加速の回避など、エコドライブを励行する。
5-5	タイヤ空気圧、エンジンオイル、冷却水等の定期的な点検・整備を徹底する。



エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につながる”運転技術”や”心がけ”です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。

図 エコドライブ10のすすめ

<p>1 ふんわりアクセル「eスタート」</p> <p>発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。</p>	<p>6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう</p> <p>出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。</p>
<p>2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転</p> <p>走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。</p>	<p>7 タイヤの空気圧から始める点検・整備</p> <p>タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します（適正値より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合）。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。</p>
<p>3 減速時は早めにアクセルを離そう</p> <p>信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。</p>	<p>8 不要な荷物はおろそう</p> <p>運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。</p>
<p>4 エアコンの使用は適切に</p> <p>車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。</p>	<p>9 走行の妨げとなる駐車はやめよう</p> <p>迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらし、迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車の少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。</p>
<p>5 ムダなアイドリングはやめよう</p> <p>待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう（※1）。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です（※2）。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。</p>	<p>10 自分の燃費を把握しよう</p> <p>自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。</p>

（出所）エコドライブ普及連絡会（警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省）リーフレット



6 廃棄物の減量・リサイクルに関する取組

6-1	率先垂範してごみの分別・減量化を図る。
6-2	びん、缶、ペットボトルなどは、所定の場所に設置されたリサイクルボックスに出す。
6-3	プラスチック製容器包装について分別を徹底し、資源化する。
6-4	食べ残しは無くし、食品ロス削減に努める。
6-5	給食センター等で発生した食品廃棄物は可能な限り再生利用する。
6-6	マイボトルの持参に努めるなど、使い捨てプラスチック製品の使用を控える。

7 用紙類の使用に関する取組

7-1	両面印刷、使用済み用紙(片面使用済み用紙)の裏面活用、縮小印刷機能の活用を徹底し、紙の使用量を減らす。
7-2	モニターの活用等により、会議のペーパーレス化、電子化に努める。
7-3	コピー機の横に使用済み用紙をストックできる容器を設置する。
7-4	会議資料等は工夫してできるだけ簡素化し、作成部数の適正化を徹底する。

8 水道水の利用に関する取組

8-1	洗面所やトイレの使用の際には、必要以上に水を流さず節水に努める。
8-2	水道の使用後は、水栓の止栓を確認する。
8-3	せっけん、洗剤は必要な量だけ使う。
8-4	食器を洗う時は、必要以上に水を流さず節水に努める。

9 物品購入に関する取組

9-1	物品の購入にあたっては、まずその必要性をよく検討し、必要と判断した場合は、適正な量をよく検討した上で購入数量をできるだけ抑制する。
9-2	物品を購入する際には、環境負荷の低減を図るため、環境に配慮された物品(グリーン購入対象品)を優先的に購入する。
9-3	コピー機やプリンターのトナーについては、リサイクル可能な商品を購入する。また、使用後は回収業者に回収してもらう。
9-4	電化製品などの新規購入や買い替え時には、製品に表示されている省エネルギーなどを参考にし、省エネ性能に優れた製品を購入する。
9-5	使い捨て製品は、できるだけ購入を控える。
9-6	不要な袋・包装は断り簡易包装での納品を要請する。また、その旨を仕様書に明記する。
9-7	自動販売機を設置する際には必要性を十分に検討し、設置後においても設置台数の見直し検討・夜間照明の消灯促進等を行う。



商品・サービスの環境負荷を示す「環境ラベル」

商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれる「環境ラベル」は多くの種類が存在し、リサイクル商品やエコ商品を買いたいときに参考になります。

図 国及び第三者機関による環境ラベルの例



(出所)環境省「環境ラベル等データベース」



4-3 目標達成に向けた各対策の削減量の積上げ(目安)

2030(令和12)年度までの削減目標である2013(平成25)年度比△50%以上の達成には、2023(令和5)年度の排出量から、1,442トンの削減が必要になります。(第3章参照)

この削減の達成に向けて、各基本方針について以下のとおり削減量の目安を設定します。

基本方針	削減目安	備考
基本方針1 再生可能エネルギーの導入促進	△230トン程度	新複合庁舎や指定避難所(小中学校・公民館等)等への300~350kWの太陽光発電設備の導入など
基本方針2 エネルギーシフト(電化等)と電気の脱炭素化の推進	△700トン程度	調達する電力の電気排出係数の低減(0.534kg-CO ₂ /kWh以下:区域施策編との整合)や、公用車を毎年度1台以上EVへ更新など
基本方針3 徹底的な省エネルギー化の推進	△320トン程度	小中学校(4校)のLED化や上下水道施設の設備更新・合理化など
基本方針4 職員一人ひとりのエコオフィス活動の実践	△200トン程度	職員のエコオフィス活動(省エネ行動等)により年率△1%の二酸化炭素排出量の削減効果を目指す
合計	△1,450トン(≒必要な削減量:△1,442トン)	

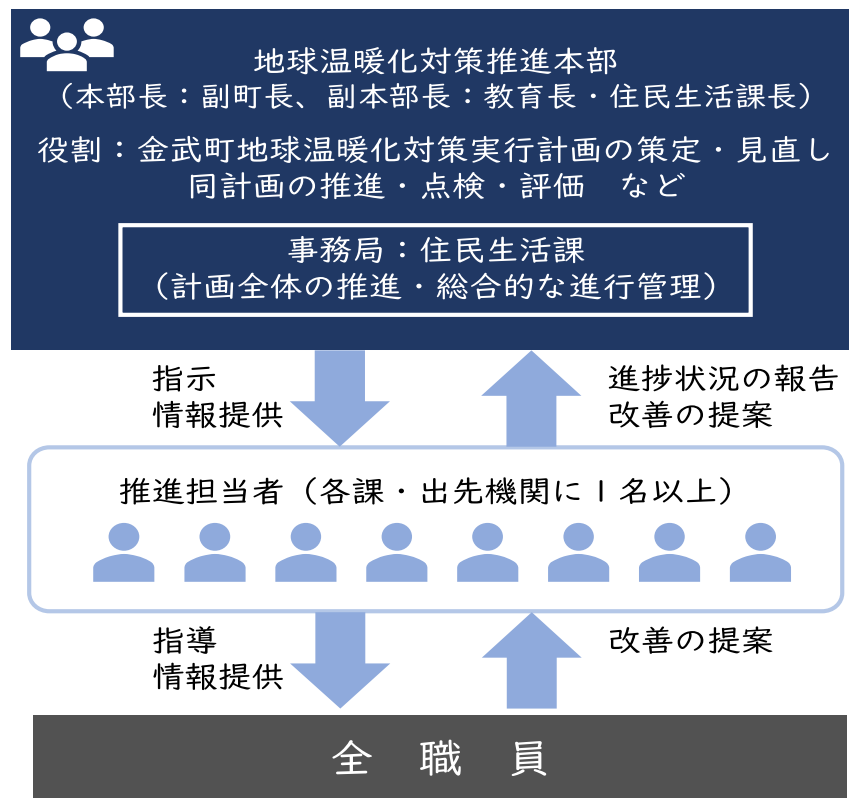


第5章 計画の推進体制と進捗管理

5-1 推進体制

金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱に従い、以下に示す推進本部、推進担当者及び事務局を設置し、本計画の推進・進行管理を行います。

図 本計画の推進体制図



(1) 推進本部

金武町長を本部長、副町長を副本部長及び教育長とし、その他、管理職等の構成員とし、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。また、計画の進捗状況について、確認・協議を行い、取り組み方針等を決定します。さらに、推進担当者に対して、情報提供や取り組み内容についての指示を行います。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に、各部署における計画の推進及び進捗状況を把握し、計画の推進を図る推進担当者を配置します。



推進担当者は、推進本部に対して、進捗状況についての報告や改善の提案等を行います。また、各部署の職員に対し、推進本部からの情報を提供するとともに、取組内容についての指導を行います。

(3) 事務局

事務局を住民生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

5-2 点検体制

事務局は、各部署の推進担当者を通して、定期的に進捗状況を把握し、推進本部にて年1回の点検・評価を行います。

5-3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、法の規定に基づき、町の広報誌やホームページ等により年1回公表します。



資料編

□ 金武町地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 金武町役場における地球温暖化対策の推進を図るために、金武町地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)地球温暖化防止に向けた金武町地球温暖化対策実行計画(以下、「実行計画」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2)実行計画の推進、点検及び評価に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、教育長及び住民生活課長をもって充てる。
- 3 本部員は、各課等の課長職をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 ただし、本部長が不在のときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進担当者)

第6条 本部員はそれぞれの課等において推進担当者を置くこととする。

- 2 推進担当者は、各課等において実行計画に基づく取組に際して中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。
- 3 推進担当者は、所属課等内における実行計画の周知徹底に努めるとともに、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
- 4 推進担当者は、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進本部へ報告しなければならない。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、住民生活課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。





第3期金武町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和8年3月発行

編集・発行 金武町住民生活課

〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

TEL 0989-68-2460